

“古代人の死”と墨書土器

平川 南

- 一 古代遺跡出土の墨書土器
- 二 古代史料にみえる古代人の冥界
- 三 墨書土器にみえる古代人の死と祈り

論文要旨

さきに拙稿「墨書土器とその字形」において、古代の集落遺跡から出土する墨書土器は、一定の祭祀や儀礼行為等の際に土器になかば記号として意識された文字を記載したのではないかと指摘し、今後、古代村落内の信仰形態の実態を究明しなければならぬと課題を提示した。

本稿では、特に千葉県印旛から香取地方にかけて、近年、著しく資料の増加をみている文章化された墨書土器を素材として、その祭祀や儀礼の具体的内容を明らかにすることを目的とした。

まず、第一には、房総地区を中心として、東日本各地における文章化された墨書土器について、出土遺跡・遺構そして墨書内容等に関する情報を整理してみた。

第二には、これらの墨書内容からは概観するならば、古代の人々が、自らの罪におののき、死を恐れ、必死に延命を願う姿を読みとることができる。

さらに、古代の人々が恐れた冥界は、いうまでもなく、古代中国において形成されたものであるが、我が国にどのような形で受容されていたか、全体の動向をみてもみることにした。その結果、古代中国においては、死後の世界に関する中国人の古来の俗説の刺戟によって触発され、仏教とも道教とも一般信仰ともつかぬ混合した相で現れたものとみられる。

このようにして形成された冥界信仰は、おそらくそのままの形で我が国に受容されたと推測される。「日本霊異記」には、その具体的説話が多数収載されている。

結局のところ、現状でみるかぎり、東日本各地における集落遺跡出土の多数の墨書土器は、古代の人々が、自らの罪によって冥界に召されることを免れるために、必死で土器に御馳走を盛って供えるいわゆる賄賂(まいない)行為を実施していた姿を伝えたものと理解できるのである。

はじめに

筆者は、さきに「墨書土器とその字形―古代村落における文字の実相―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第三五集、一九九一年)と題した論考において、次のように指摘した。

墨書土器の文字は、その種類がきわめて限定され、各地の遺跡で共通して記されている。その字形も、各地で類似し、しかも本来の文字が変形したままの字形が広く分布している。この傾向は、おそらく一定の祭祀や儀礼行為等の際に土器になかば記号として意識された文字を記す、いいかえれば、祭祀形態に付随し、一定の字形なかば記号化した文字が記載されたのではないかとした。そして、今後、古代村落内の信仰形態の実態や墨書土器のもつ多面的な意義については、多角的な視野からアプローチしなければならぬとその課題を提示したのである。

これまで集落遺跡における墨書土器は一般的に一ないし二文字程度の文字数しか記されておらず、その文字を単独に取り扱っても容易に文字内容を知ることにはできない。ところが、近年千葉県北東部いしかえれば古代の下総国印旛郡・香取郡・埴生郡および上総国武射郡などの地域において、多文字の墨書土器が数多く発見されている。その文字資料を手がかりとして、村落における具体的な祭祀形態を明らかにできるのではないか。

本稿では、まず上記の地域を中心として、多文字の墨書土器について

遺跡の概要などを含めて主要な資料を紹介しておきたい。つぎに、多文字の墨書土器を概観することにより、そこに古代人の死に対する観念および死後の世界に対する恐れを読みとれるであろう。そこで、死後の世界いわゆる冥界思想の中国における形成過程と我が国の受容状況を明らかにする必要がある。最後に、こうした信仰と上記の墨書土器との関連について言及してみたい。

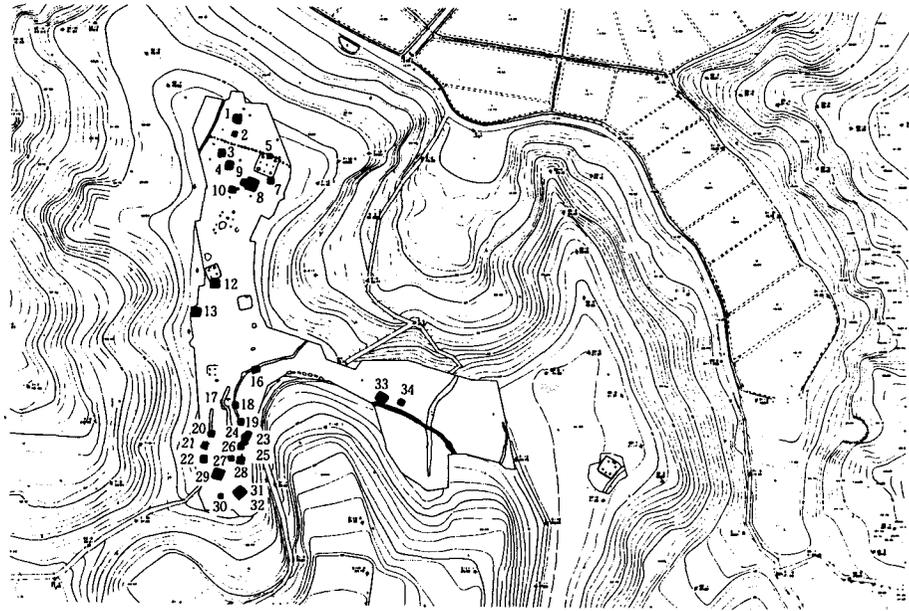
一 古代遺跡出土の墨書土器

(一) 千葉県山武郡芝山町・庄作遺跡⁽¹⁾

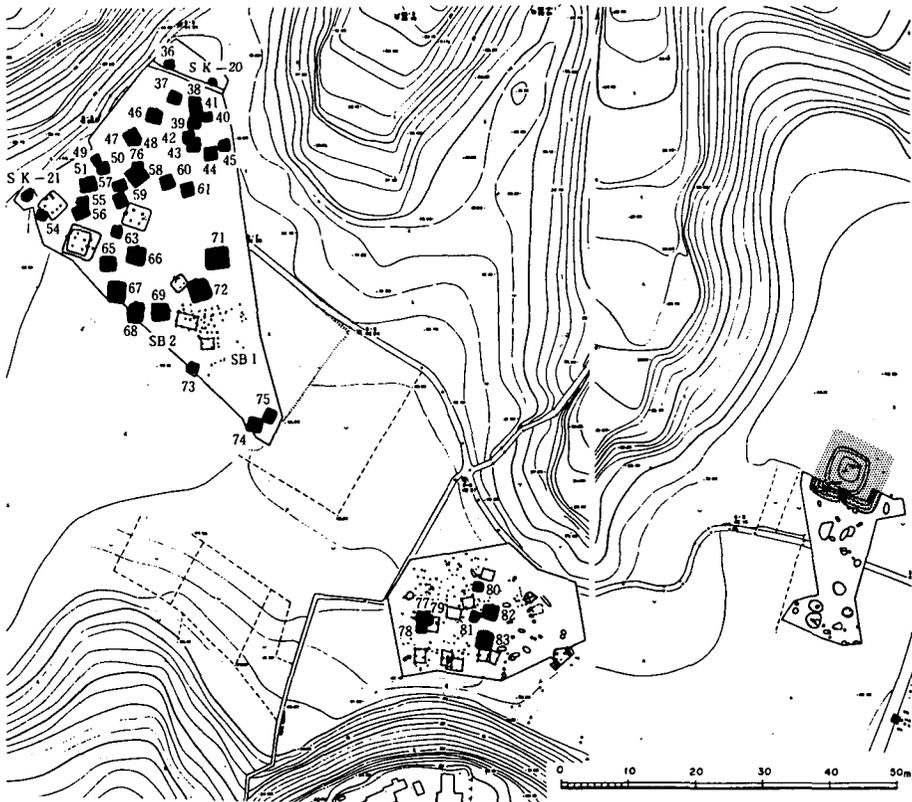
本遺跡は、現段階において全国的にみても最も情報豊かな墨書土器を多数出土している。

庄作遺跡は、新東京国際空港の東南七キロメートル、小原子遺跡群のほぼ中央に位置する。地形は栗山川の支流である高谷川・多古橋川によって開析された小支谷が入り込む樹枝状台地に立地する。遺跡は推定で南北五〇〇メートル、東西四〇〇メートルの規模を有する。

遺構は細尾根の一部を除いて、広範囲におよび、住居跡七一軒が検出されている。早くは七世紀の後半に出現し、調査範囲内では一〇世紀代で終焉を迎える(図1)。(表1)



北側調査区遺構配置図



南側調査区遺構配置図

図1 庄作遺跡遺構配置図

表1 庄作遺跡 墨書土器一覽〔山武考古学研究所『小原子遺跡群調査報告書』1990年〕

| 遺構番号 | 器種 | 文字位置 | 積文 | 土器年代 | 遺構番号 | 器種 | 文字位置 | 積文 | 土器年代 |
|------|-----|--------|-------------|--------|-------|------|--------|-------------------|------|
| 19 2 | 坏 | 外底部 正位 | 「八」 | 8C中頃 | 42 6 | 坏 | 外体部 横位 | 「万ヵ取」 | 9C前半 |
| 21 1 | 坏 | 内面 倒位 | 「十」 | 8C後半 | 7 | 坏 | 外体部 横位 | 「五万取」 | |
| | | 外体部 倒位 | 「十」 | | 8 | 坏 | 外底部 | 「手」 | |
| 2 | 坏 | 外体部 横位 | 「八」カ | | 45 2 | 高台付坏 | 外底部 | 「本」 | 9C前半 |
| 22 1 | 坏 | 内体部 正位 | 「上」刻書「上」 | 9C前半 | 6 | 坏 | 外底部 | 「子ヵ家」 | |
| 2 | 坏 | 外体部 正位 | 「下」 | | 7 | 坏 | 外底部 | 「本」 | |
| 3 | 坏 | 外体部 正位 | 「八」 | | 8 | 坏 | 外底部 | 「□(本ヵ)」 | |
| 4 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | | 46 1 | 坏 | 外底部 | 人面墨書 顎髭部分 | 9C初頭 |
| 5 | 坏 | 外体部 倒位 | 「八」 | | 2 | 坏 | 外底部 | 「本」 | |
| 6 | 坏 | 外体部 正位 | 「西」カ | | 3 | 坏 | 内底部 | 墨痕あり | |
| 7 | 坏 | 外底部 | 「上」 | | 9 | 坏 | 外体部 横位 | 「×秋人歳神奉進 上総ヵ×」 | |
| 24 2 | 坏 | 外体部 正位 | 「子家」 | 9C前半 | | | | | |
| 25 2 | 坏 | 外底部 | 「得」 | 9C前後 | 10 | 坏 | 外底部 | 「主」 | |
| 3 | 坏 | 外体部 正位 | 「支部真次召代国神奉」 | | 50 8 | 坏 | 外底部 | 「伊」 | 9C第3 |
| | | 内面 | 人面墨書 | | 9 | 坏 | 外体部 | 「□」 | |
| 7 | 甕 | 外体部 正位 | 「罪△国玉神奉」 | | 10 | 坏 | 外底部 | 「本」 | |
| | | 外体部 | 人面墨書 | | 11 | 坏 | 外底部 | 「本」 | |
| 26 3 | 坏 | 外底部 | 「□」 | 8C後半 | 12 | 坏 | 外体部 | 墨痕あり | |
| 7 | 坏 | 外体部 正位 | 「里井」 | | 55 1 | 坏 | 外底部 | 「得」 | 8C中頃 |
| 29 7 | 坏 | 外底部 | 「□」 | | 2 | 坏 | 外底部 | 「得」 | |
| 30 3 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | 8C中頃 | 3 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 4 | 坏 | 外体部 | 墨痕あり | | 4 | 坏 | 外底部 | 「□」 | |
| 5 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | | 56 5 | 坏 | 外底部 | 「人」 | 8C第2 |
| 32 1 | 坏 | 外体部 倒位 | 「十」 | 9C初頭 | 57 1 | 坏 | 外底部 | 「□」 | |
| 2 | 坏 | 外体部 横位 | 「父大大」 | | 2 | 坏 | 外底部 | 「□ヵ」 | |
| 5 | 坏 | 外体部 横位 | 「十千」 | | 58 1 | 坏 | 外底部 | 「竈神」 | |
| 6 | 坏 | 外体部 正位 | 「土」 | | 59 6 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 7 | 坏 | 外体部 正位 | 「山」 | | 7 | 坏 | 外底部 | 「□」 | |
| | | 内底部 | 「山」 | | 8 | 坏 | 外底部 | 「□」 | |
| 14 | 須恵坏 | 外底部 | 「土」刻書 | | 9 | 坏 | 外体部 横位 | 「子後」 | 9C中頃 |
| 15 | 須恵坏 | 外底部 | 「土」刻書 | | 65 12 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | 7C後半 |
| 38 8 | 坏 | 外底部 | 「本」 | 8C中～後半 | 66 1 | 坏 | 外底部 | 「得」 | |
| 9 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | | 67 | 坏 | 外底部 | 「手」 | |
| 10 | 坏 | 外底部 | 「矢×」 | | | | 外体部 正位 | 人面墨書 | |
| 41 1 | 坏 | 外底部 | 「申万呂」 | 8C中頃 | | | 内体～底部 | 「国玉神奉」 | |

“古代人の死”と墨書土器

| 遺構番号 | 器種 | 文字位置 | 積文 | 土器年代 | 遺構番号 | 器種 | 文字位置 | 積文 | 土器年代 |
|------|-----|--------|---------------------------------|------|--------|----|--------|-------|------|
| 67 | | | | | 28 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 6 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 29 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 9 | 坏 | 外体部 正位 | 「得」 | | 30 | 坏 | 外底部 | 「人」 | |
| 10 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 31 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 11 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 32 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 14 | 坏 | 外底部 | 「手」 | | 33 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 15 | 坏 | 外体部 正位 | 「几」 | | 34 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 16 | 坏 | 外体部 正位 | 「得」 | | 69 2 | 坏 | 内底部 | 「本」 | 8C第3 |
| 17 | 坏 | 外体部 横位 | 「丈部」 | | 13 | 坏 | 外底部 | 「廣カ」 | |
| 18 | 坏 | 外体部 | 墨痕あり | | 25 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 20 | 坏 | 外体部 横位 | 「 <input type="checkbox"/> 糞罪口」 | | 26 | | 外底部 | 墨痕あり | |
| 21 | 坏 | 外底部 | 「本」 | | 74 5 | 坏 | 外体部 | 「得」 | 8C後半 |
| 22 | 須恵坏 | 外底部 | 「十」刻書 | | 6 | 坏 | 外底部 | 「得」 | |
| 25 | 坏 | 外体部 | 「得」 | | 7 | 坏 | 外体部 正位 | 「得」 | |
| 26 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 8 | 坏 | 外底部 | 「得」 | |
| 27 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 9 | 坏 | 外体部 横位 | 「得」 | |
| 28 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 77 2 | 坏 | 外底部 | 「本」 | 9C前半 |
| 29 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 表採2 | 坏 | 外体部 | 墨痕あり | |
| 30 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | | 3 | 坏 | 外底部 | 「仁□」 | |
| 31 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | 4 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 68 | | | | 9C前半 | 5 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 12 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | 6 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 13 | 坏 | 外底部 | 「酒坏」 | | 7 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 16 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | 3T-8,2 | 坏 | 外底部 | 墨痕あり | |
| 17 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | 3T-9,1 | 坏 | 外底部 | 「子×」 | |
| 19 | 坏 | 外底部 | 「井」 | | 3T-13, | 坏 | 外底部 | 「酒坏」 | |
| | | 外体部 倒位 | 「佛酒」 | | 3 | | | | |
| 20 | 坏 | 外底部 | 「 <input type="checkbox"/> □女奉」 | | 3T-14, | 坏 | 内底部 | 「得」カ | |
| 21 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | 4 | | | | |
| 22 | 坏 | 外底部 | 「人カ」 | | SD-1 | 坏 | 外底部 | 「×田□」 | |
| 23 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | SK-20 | 坏 | | | |
| 24 | 坏 | 外底部 | 「得」 | | 4 | | 外底部 | 「得」 | |
| 25 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | | | | | |
| 26 | 坏 | 外底部 | 「人」 | | | | | | |
| 27 | 坏 | 外底部 | 「酒×」 | | | | | | |

八世紀前半の墨書土器は五八号住居跡の非ロクロ土師器坯の底部外面に「竈神」と記されている。この土器は赤彩を施されている(図2)。

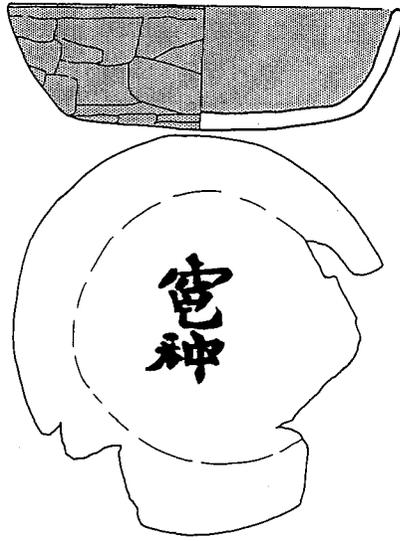


図2 千葉県庄作遺跡の墨書土器
58号住居跡 土師器坯
外面底部 「竈神」

八世紀中頃の住居跡は、その規模が前代に比較してかなり小型化する。三〇号住居跡では、破片三点に墨痕が認められ、そのうちの一点は同住居跡共伴の鉄鉢を模倣した土師器鉢と同様のものの断片であるが、文字は判読不可能である。四一号住居跡・土師器坯底部外面「申万呂」と記された墨書土器がある。

八世紀後半になると、全体的に住居跡の規模は六七・六九号住居跡を除いて小型化は変化しない。その比較的規模の大きい六七号住居跡(五・五×五・一メートル)は墨書土器が二〇点も出土している。なかでも、
①人面墨書土器は体部外面に人面および両手で輪をつくり、底部外面に「手」、内面に「国玉神奉」と記されている土師器坯である(図3)。②土師器坯体部外面・横位「継罪」、底部内面「国玉」(図4)、③土

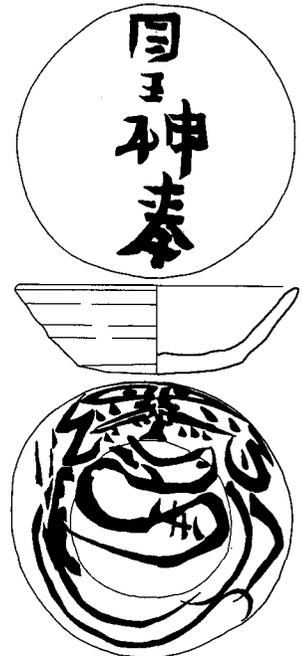
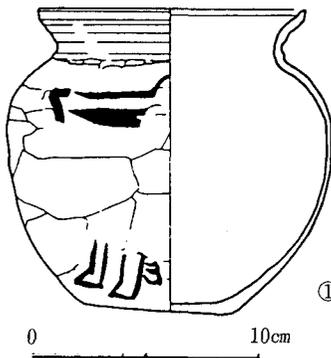
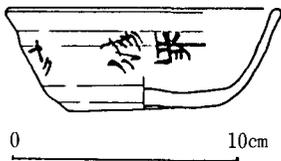


図3 千葉県庄作遺跡の墨書土器
67号住居跡 土師器坯
外面体部 人面墨書
外面底部 「手」
内面「国玉神奉」



罪国神奉

① 「罪司」への供献を示す墨書土器
25号住居跡 土師器鉢
外面胴部 人面墨書・「罪ム国玉神奉」



② 67号住居跡 土師器坯
外面体部・横位「継罪」(千葉・庄作遺跡)
内面底部 「国玉」

図4 千葉県庄作遺跡の墨書土器

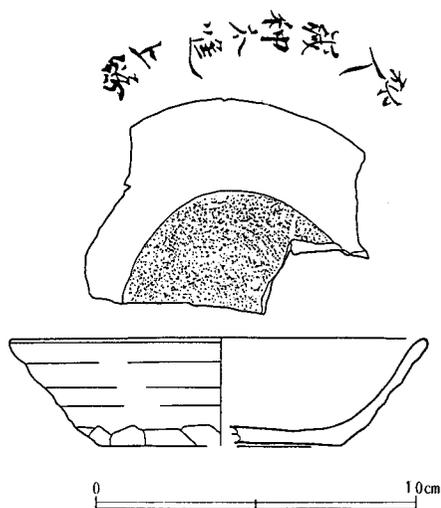


図5 千葉県庄作遺跡の墨書土器
46号住居跡・土師器坏
外面体部 「×秋人歳神奉進 上総×」
(千葉・庄作遺跡)

師器坏体部外面「丈部」など。

九世紀前半も、住居跡の状況は八世紀後半と同様である。

① 二五号住居跡・土師器坏

内面―人面墨書、体部外面・正位―「丈部真次召代国神奉」

② 二五号住居跡・土師器甕 (図4)

胴部外面・正位―人面墨書・「罪△国玉神奉」

③ 四六号住居跡・土師器坏

体部外面・正位―人面墨書 (あごひげ部分のみ)

④ 四六号住居跡・土師器坏 (図5)

体部外面・横位―「×秋人歳神奉進 上総×」

人面墨書土器については、これまで畿内や地方官衙を中心とする出土

傾向から、国家祭祀レベルで把握されてきた。人面は疫病神に対する祓

いの祭祀であり、外来神(漢神)をまつる祭儀と位置づけている。しか

し近年東国各地で数多く確認されている人面墨書土器について、まった

く同様に説明できるかどうか疑問である。

⑤ 六八号住居跡・土師器坏

底部外面「酒坏」

⑥ 六八号住居跡・土師器坏

体部外面・倒位「佛酒」、底部外面「#」

⑦ 六八号住居跡・土師器坏

底部外面「夫□女奉」

六八号住居跡では墨書土器が二一点検出され、そのうち「人」が一〇

点におよんでいる。

九世紀中頃になると、住居跡の分布も減少し、墨書土器は検出されて

いない。

結局、墨書土器は、八世紀第2四半期に出現する「竈神」から始まり、

九世紀第3四半期の「伊」「本」で終焉を迎える。また、人面墨書は八世

紀の後半から九世紀の初期に出現するようである。この他、注目すべき

遺物としては、灯明皿が多数検出されている。灯明皿は土師器坏の転用

のもの以外に、口径八センチメートル以内におさまる小型の灯明皿は、

箱型を呈し、静止系切り、回転ヘラケズリを施す灯明専用の土器である。

また、それに伴う形で瓦塔片が検出されている。

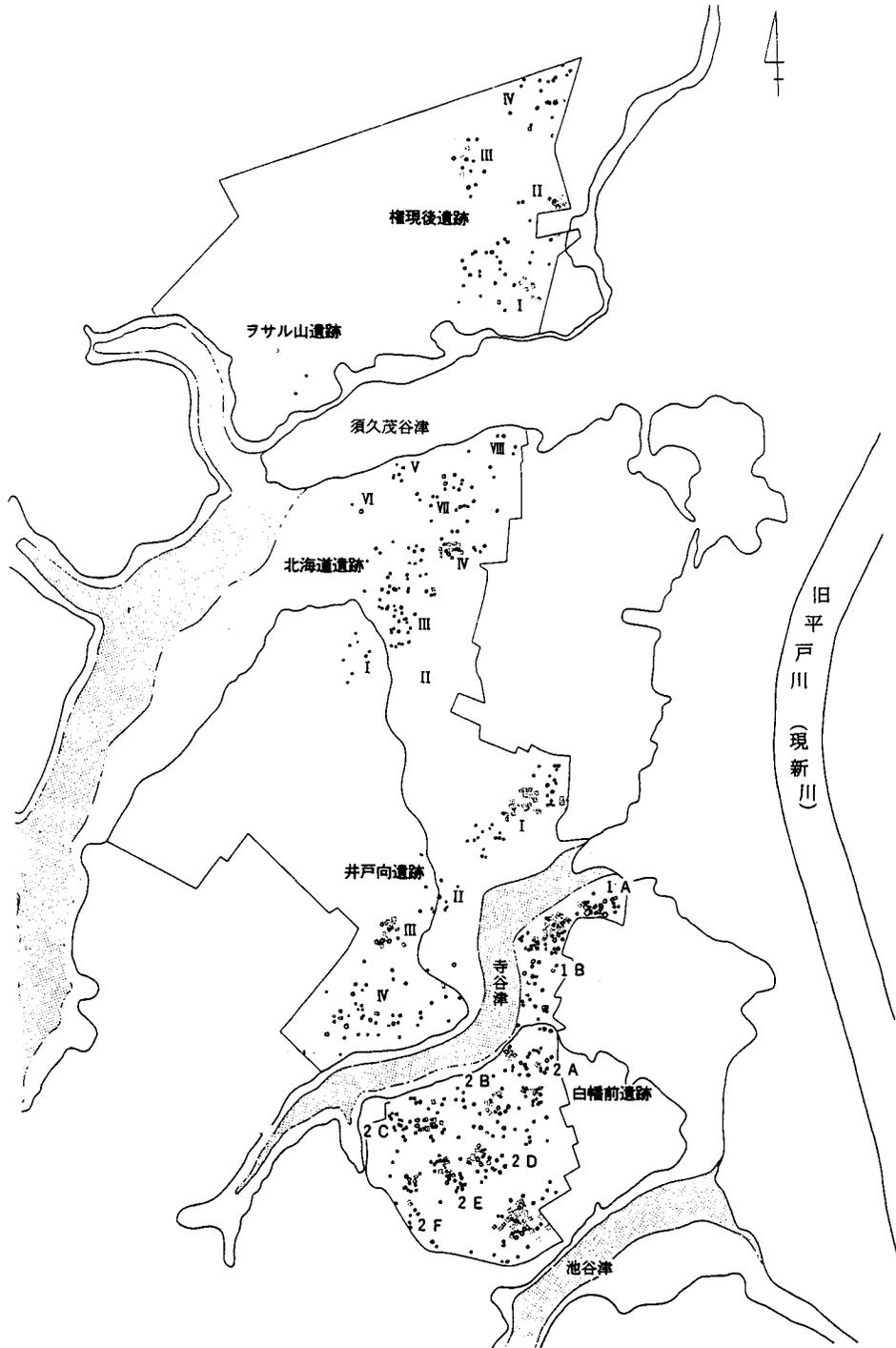


図6 萱田地区遺跡群全体図 (『白幡前遺跡発掘調査報告書』より転載)

(二) 千葉県八千代市萱田地区遺跡群⁽²⁾

胸部外面 人面墨書

「丈部人足召代」

千葉県の北半を占める下総台地の中央部には、千葉県の水ガメともい

われる印旛沼が所在しているが、本遺跡群はこの印旛沼の西端の湖尻に注ぐ新川左岸の台地上に立地している。萱田地区内の奈良・平安時代の大規模な集落遺跡は、白幡前遺跡・井戸向遺跡・北海道遺跡・権現後遺跡である(図6)。この萱田地区と旧平戸川の対岸にあたる村上地区を含めた地は、古代における下総国印旛郡村神郷に比定される地域である。

イ 白幡前遺跡

萱田遺跡群のうち最も南に位置する遺跡であり、北側の寺谷津と呼ばれる小支谷を隔てて井戸向遺跡と向かい合っている。台地上の約八六、〇〇〇平方メートルが発掘調査され、竪穴住居二七九軒、掘立柱建物跡一五〇棟、井戸跡五基等が検出されている。これらの建物群は、八世紀前半の一時期と、八世紀中葉から一〇世紀初頭に及ぶものである。検出された建物群は、竪穴住居と掘立柱建物が一定の区域にまとまりをもつて分布しており、北から南へI群A〜3群までの9群に把握されている。なお、これらの建物群は、調査区域の東側や南西側の未調査区域へも広がりをみせており、村神郷内で最大規模の遺跡である。

墨書土器七一六点、刻書土器八二点、ヘラ書土器一四点にのぼる膨大な量が出土している。

2群A

二五八号住居跡・土師器甕

ロ 井戸向遺跡

北海道遺跡と同じ台地上に所在するが、北海道遺跡が北側の谷に面しているのとは反対に、台地南側の谷に面した台地縁辺に広がっており、谷を隔てて白幡前遺跡と対している。約一二〇、〇〇〇平方メートルの調査区域から、竪穴住居跡九五軒、掘立柱建物跡四九棟、井戸跡一〇基が検出された。これらの建物群は八世紀中葉の一時期と、八世紀末頃から一〇世紀初頭頃におよぶものである。検出された建物群は、分布にまとまりがみられ、北から南へI群〜IV群までの四群にとらえられている。墨書土器二五〇点、刻書土器二七点の計二七七点が出土している。定期的には八世紀代には刻書土器が多く、墨書土器は数点を除き、九世紀代の4a期から6期までのものである。I群が全体の半数以上を出土している。また最も出土数の多いのは「富」の六三点、次いで「㊦」の一点、「入」の二二点である。

ハ 北海道遺跡

権現後遺跡から小支谷を隔てた三〇〇メートルほど南側の台地上に所在する。台地上の約一二〇、〇〇〇平方メートルの調査区域から竪穴住居跡一一四軒、掘立柱建物跡一〇棟が検出されている。I群からVIII群までの八つの建物群に分けられている。

墨書土器は、一一〇点(四一種)、刻書土器六点(六種)である。墨書

土器は八世紀中葉に出現し、九世紀前葉から後葉にかけて盛行する。

最も出土数の多いものは「富」の二七点、次いで「㊦」「万」の一七点である。

III群

① 一四五号住居跡・土師器坏

体部外面・横位「村神^(丈カ)□」「朝日」

底部外面「朝日」

② 一四六号住居跡 土師器坏 (図7)

体部外面・横位「丈部乙刀自女形代」

II 権現後遺跡

萱田地区の遺跡群の中で最も北側に位置している。一七二、〇〇〇平方メートルに及ぶ広大な台地上のうち、東側の台地縁辺に竪穴住居跡六五軒、掘立柱建物跡一七棟、土器焼成遺構七基、井戸一基などが検出されている。

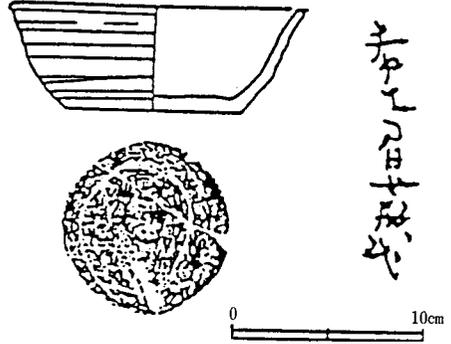


図7 八千代市北海道遺跡の土師器坏
体部外面・横位
「丈部乙刀自女形代」

遺構群は四地区にまとまって分布しており、I～IV群の建物群に把握されている。

墨書土器一九八点、刻書土器三点の計二〇一点が出土している。二期にIV群で「天人」の墨書が出土した以外はすべて4a期から5期にかけてのものである。

II群

① 一八九号住居跡・土師器坏 (図8)

内面―人面墨書

体部外面―「村神郷丈部国依甘魚」

IV群

② 四五号住居跡・土師器坏

体部外面・横位―「天人」

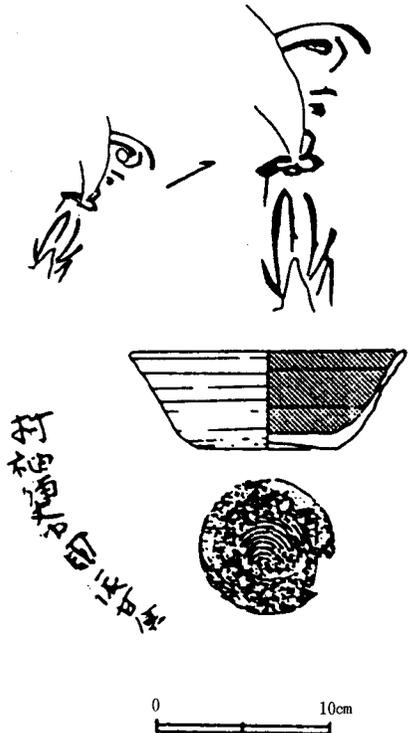


図8 八千代市権現後遺跡の土師器坏
内面 人面墨書
外面体部「村神郷丈部国依甘魚」

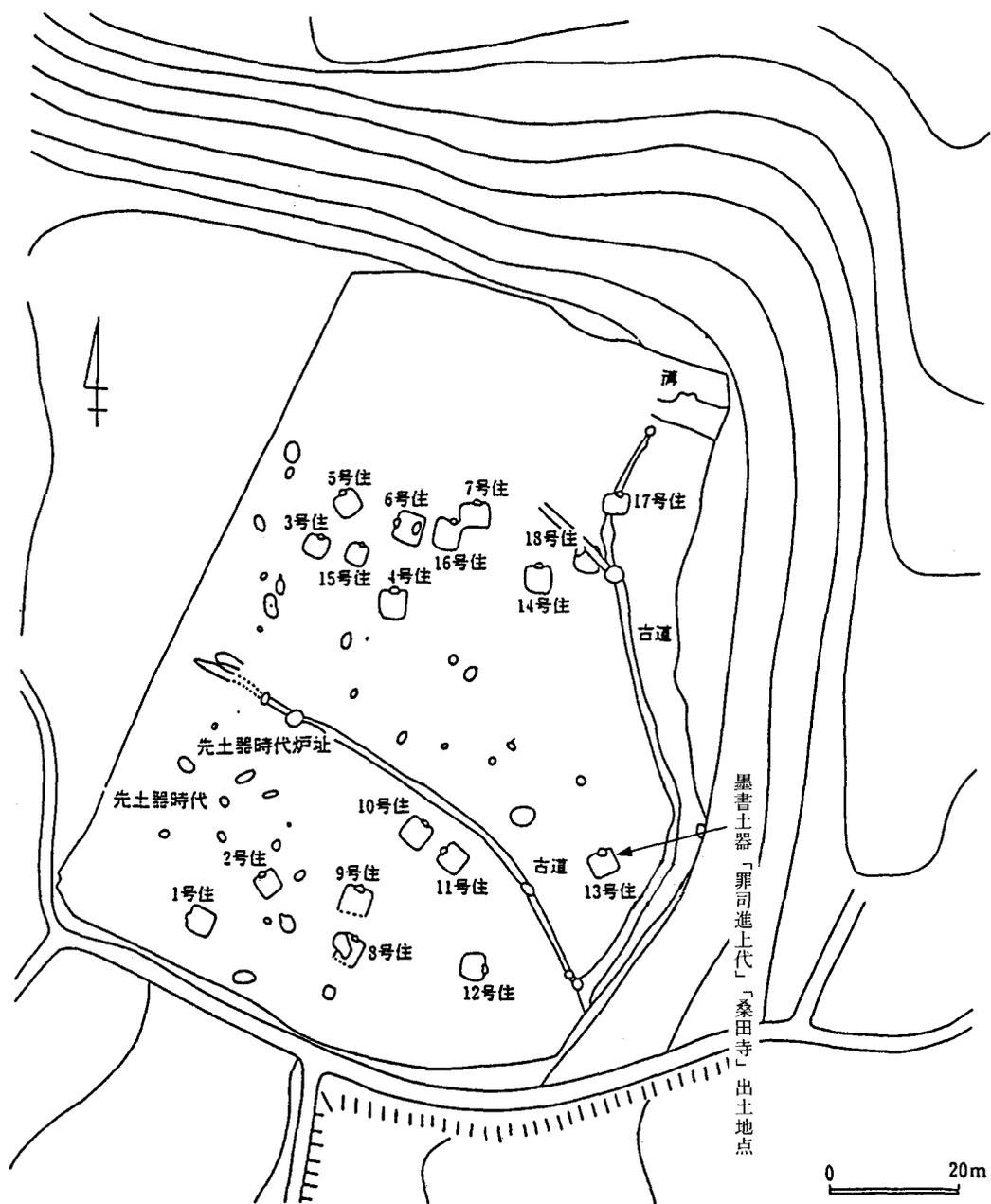


図9 久能高野遺跡遺構配置図

(三) 千葉県印旛郡富里町・久能高野遺跡⁽³⁾

久能遺跡群は、富里町の北に位置し、成田市との境界を流れる根木名川により樹枝状の比較的深い谷津が形成されているところに位置している。そのうち、久能高野遺跡は、北から東側を囲むように谷津がめぐり、西側には谷頭が進入した地形で、標高約三八メートルの台地上に立地する。奈良〜平安時代の住居跡は調査区の南側に帯状に存在し、その北側に約二〇〜三〇メートルの空間も帯状を呈している。

久能高野遺跡から出土した墨書土器は三三点出土しているが、とくに一三号住居跡出土のものが注目される。一三号住居跡は、調査区の南東に他の住居と離れたやや孤立した観のある住居跡で、三・七×三・二メートルのごく平均的な規模である(図9)。

イ 土師器坏・体部外面・横位「罪司進上代」(図10)
ロ 土師器坏・底部外面「桑田寺」

(四) 千葉県印旛郡印西町・鳴神山遺跡⁽⁴⁾

遺跡は印旛沼の西端にそそぐ新川の支流、戸神川の右岸、標高二五メートルの台地上に立地している。この台地は東から小支谷が入り込むが、南北九〇メートル、東西三〇〇メートルの南北に伸びる台地上全域で集落が展開するものと考えられる。

検出遺構は奈良・平安時代に限ると、竪穴住居跡二〇八軒、掘立柱建物跡四一棟、溝五条等である。遺物は多量の土師器・須恵器のほかに、

帯金具・三彩陶器がある。

- ① 〇一四号住居跡・土師器坏 (図11)
体部内面―「丈尼」
- ② 〇六一号住居跡・土師器坏
体部外面―「丈尼 丈部山城方代奉」
- ③ 〇〇六号住居跡・土師器甕
胴部外面―「国玉神」

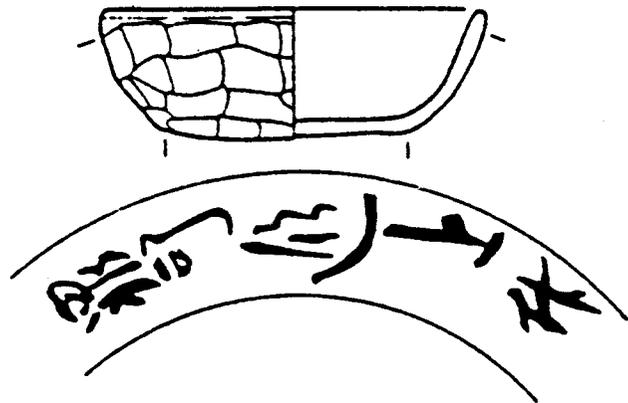
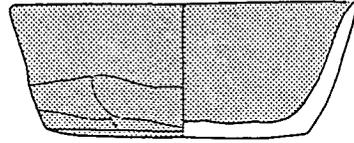


図10 富里町久能高野遺跡の土師器坏
外面体部「罪司進上代」

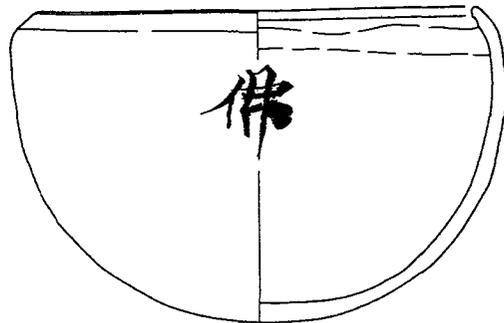
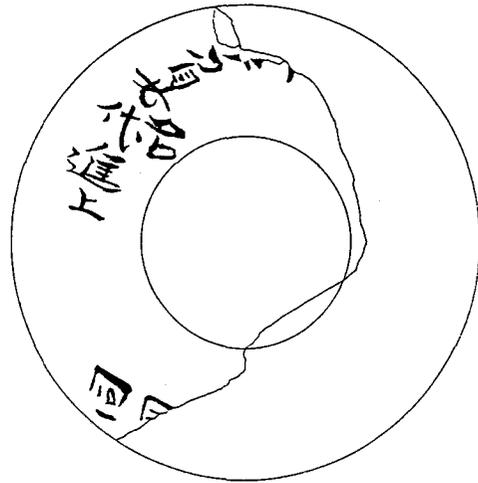
遺跡は中世遺構を主とするが、古代の遺構として、竪穴住居跡七軒と大型土坑四基が認められた(図12)。四基のうちの4号土坑は平面が楕円形、断面が逆台形状、底面が平坦である。全体的に人為的な埋土、遺物

(五) 千葉県印旛郡酒々井町・長勝寺脇館跡⁽⁵⁾

上奉
丈部鳥
万呂」



上奉 丈部鳥 万呂」



は破碎された坏が中位面より下面底部にかけて出土している。4号土坑は一〇世紀代と考えられ、四点の墨書土器が出土している。底部破片の一点を除き、他の三点は極めて酷似した特徴を有するものである。その特徴は埋土中から細かな破片として出土していること、三点ともほぼ器形・胎土・色調が酷似していること、墨書は体部外面に横位で記されていることなど、共通している(図13)。

① 命替神奉

② 命替神×

図11 千葉県鳴神山遺跡の墨書土器

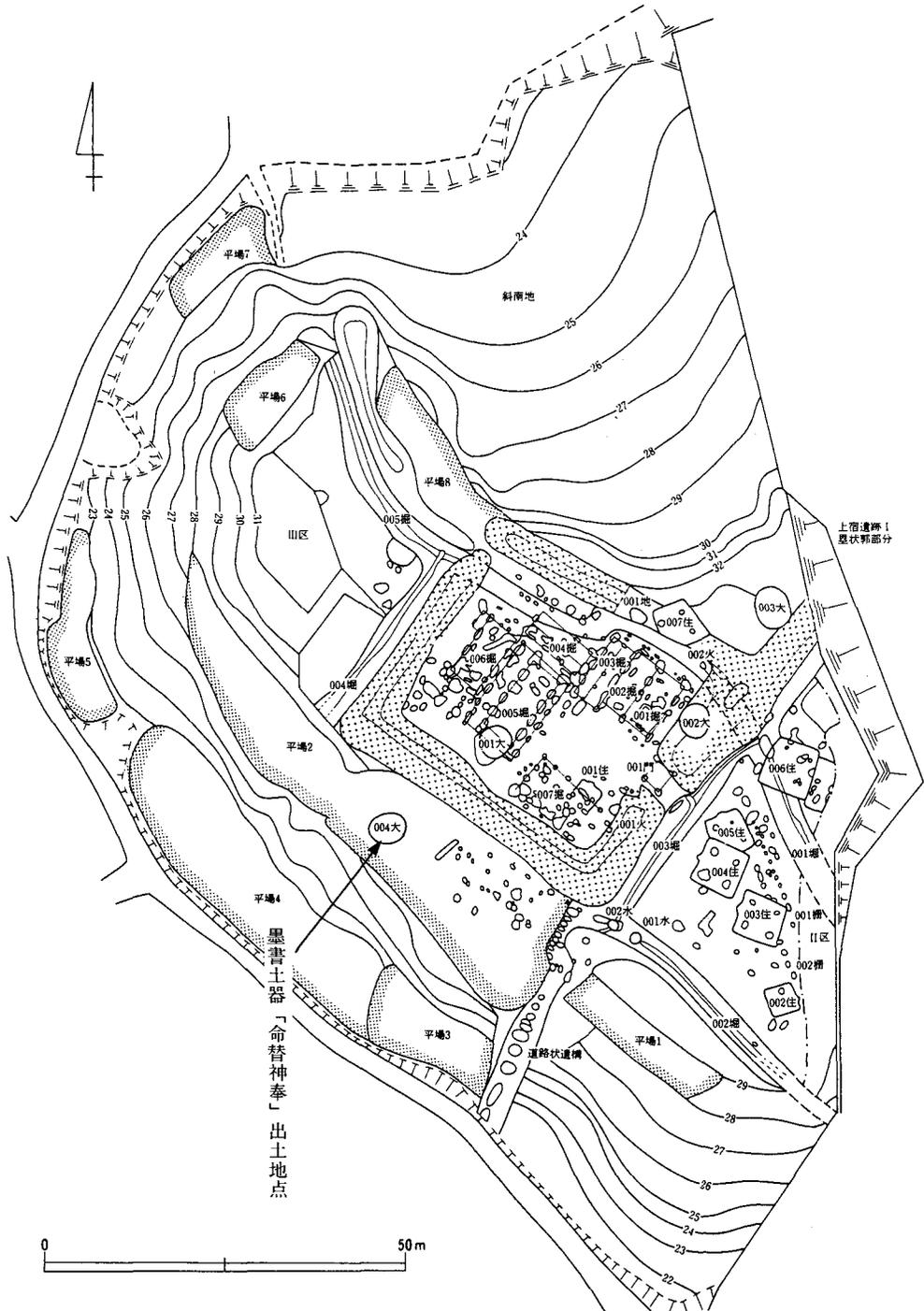


図12 長勝寺館跡全測図

遺跡は横河川東岸のゆるやかな南面する斜面の台地であり、二キロメートル四方におよぶ広い範囲にわたっている。砥川をはさんではるか諏訪大社下社と向き合う位置にある。縄文時代から平安時代までの複合遺跡と考えられるが、主体は八〜一〇世紀にわたる集落跡と掘立柱建物群である。なかでも、一九八二年に調査されたスクモ塚地籍では、一、

(六) 長野県岡谷市長地・榎垣外遺跡榎海戸地籍⁽⁶⁾

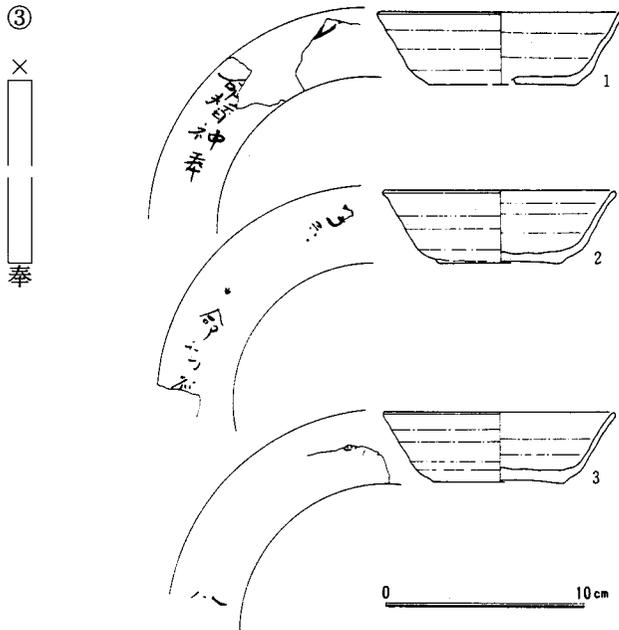


図13 長勝寺脇館跡の墨書土器 (004大型土坑出土土器)

- 1 命替神奉
- 2 × 命替神
- 3 奉

三〇〇平方メートルの範囲から、二×四間の建物跡四棟、二×二間の倉庫跡二棟、三×三間の総柱の倉庫跡一棟、二×六間、二×八間以上の長建物跡が二棟検出され、古代の諏訪郡内の官衙跡とみられている。

榎海戸地籍の発掘調査では、平安時代の竪穴住居跡一棟が検出されたが、この調査で特に注目されたのは墨書土器である。「正」と墨書されたものが、五・八・一二号住居跡から出土している。なかでも五号住居跡からの出土量が多い。五号住居跡は五・三×八メートルの南北に長い方形の住居跡である。墨書土器は、一種の記号かと推定される「Ω」が一〇数点確認されている。

イ 土師器坏・体部外面・倒位放射状に三個所「神司」(図17)

(七) 福島県いわき市平菅波・荒田目条里遺跡⁽⁵⁾

遺跡は夏井川下流の右岸に位置し、太平洋の海岸より西へ約二・五キロメートルの所にある。古代における陸奥国磐城郡内にあり、磐城郡家に比定される根岸遺跡は、南東方向へ約一・五キロメートルの位置にある。西方約一五〇メートルには延喜式内社の大國魂神社、北方約八〇〇メートルに緑釉陶器を多く出土した小茶円遺跡がある。荒田目条里遺跡は、約二万平方メートルにわたる広大な遺跡である。一九九三年の調査地点は、遺跡のほぼ中央部西寄りの小字名「礼堂」と呼ばれるところで、浜堤の東側裾部で低湿地との境にあたる。調査の結果、幅一六メートル以上にわたる河川跡が発見され、河川内より古墳時代中期から平安時代中期にかけての遺物が多数出土した。遺物の大半は、人面墨書土器や絵

馬・人形・馬形・刀形・斎串・墨書土器などの、九世紀から一〇世紀代の祭祀に関わる遺物である。このほか文書木簡や付札などの木簡三五点が出土している。木簡の内容から推して本遺跡は、磐城郡家の西北部に位置する郡家関連施設の一部と考えられる。

墨書土器

イ 土師器鉢・胴部外面(図15)

「(人面墨書)

磐城□

磐城郷

丈部手子万呂

召代」

ロ 土師器坏・体部外面・横位

「多臣永野麻呂身代」

二 古代文献史料にみえる古代人の死と祈り

(一) 中国における冥道信仰の形成

我が国においては、本来の神祇祭祀は個人信仰・現世利益の信仰を中心的な存在とはしなかった。むしろ、現世における長寿延命祈願などの息災と増益こそ、中国においての密教と俗信道教との接点である。我が国もその強い影響の下、そのような信仰が都のみではなく、地方社会に

深く浸透したものと推測される。

ここでは、「古代人の死と祈り」というテーマを最も象徴的に表している地獄の冥官―閻羅王と泰山府君―に関して、中国におけるその思想形成過程について長部和雄氏の研究を要約して紹介しておきたい。⁽⁸⁾

仏教はインド教を包摂してできた民俗的な一宗教である。そして、道教を包摂した唐の密教は民俗的な一宗教をつくりあげた。その典型例が閻羅と太(泰)山府君の関係である。

そもそも泰山府君は、中国山東省の東嶽泰山の鬼神であるが、後漢のころ、泰山は死霊の赴く山で、そこには生籍と死籍とが備わっていて、司命の神が居るといふ信仰があつたらしい。つまり泰山の神が司命の神であるという信仰は、泰山府君出現以前であるといわれている。そして六朝経に説かれている太山地獄が東嶽泰山の地獄となつた時点で、泰山府君が司命の神となつた。

一方、閻羅は古代インドの死の神 yama が仏教の天部に移植して、閻羅・閻摩・閻魔・焰摩・琰摩・炎摩となつた。而し密教の閻羅は本来南方の守護神であると解せられる。

六朝一般仏教では、閻羅は夙に冥界の鬼神となつているが、唐代密教の冥司として、泰山府君と相い並んで始めて閻羅が業道冥界の判官となつている。冥府とその信仰は仏教と関係なく、地獄を想定しているけれども、仏教の経文がさらに一枚加わり、太山地獄説に結びつき、閻羅王と泰山府君と一緒に登場すると、これが中国地獄思想の主流となつた。道教の泰山府君は幽界地獄の審判官であつて、天国浄土への済主ではな

い。一方、六朝・隋・唐では、道教と結びついた仏教は、死後の天国を説かないで、地獄だけを説く、これは極楽浄土思想が地獄思想ほど道教や仏教に浸透していなかったことを意味しているという。

結局のところ、中国における冥道世界は沢田瑞穂氏の言葉を借りるならば、次のように結ぶことができよう。

中国歴代社会文化の隅々にまで浸透し、それを地下水として異様な習俗や文芸を花咲かせている。それはすべて仏説から流れ出たものというわけではなく、むしろ死後の世界に関する中国人の古来の俗説の刺戟によって触発され、仏教とも道教とも一般信仰ともつかぬ混合した相で現れたものとみるのが妥当である。

(二) 我が国における冥道信仰の受容

我が国における冥道信仰は、やはり仏教説話集『日本霊異記』に、その具体的な内容を知ることができる。

閻羅王が地獄の判官として人の生死を司るという信仰は、次の説話が最も端的なものがたっている。

官の勢いを仮りて、非理に政を為し、悪報を得る縁 下巻―三十五
白壁の天皇のみ世に、筑紫の肥前の国松浦の郡の人、火君の氏、忽然に死して球魔の国に至る。時に王校ふるに、死期に合はるが故に、更に敢へて返す。還る時に見れば、大海の中に釜の如き地獄有り。(下略)〔本稿における『日本霊異記』の訓みは、岩波書店・日本古典文学大系本による〕

前節でみたように、道教の泰山府君は仏教の閻羅王と習合し、人間の寿命と福祿を支配する神となった。側近に司命・司祿の二神を従えた。

司命神は冥府の戸籍を管理し、戸籍に記載した年齢に達した者を冥府に召喚する。司祿神は娑婆にいる人々の善業悪業をすべて記録する神である。したがって、この説話のように一旦、閻(球)魔王庁に召されても、その人物が司命神の管理する戸籍に記した年齢に達しないものは、「死期に合はる」理由から閻羅王が裁断し、現世に返すことすらあったのである。閻羅王に関わる『日本霊異記』のこのほかの説話は、大別すると、次のようになる。

○罪業により閻羅王のもとに召され罪報を受ける。

下―二十六、下―三十六、下―三十七

(例) 因果を顧み不悪を作して、罪報を受くる縁 下巻―第三十七

従四位上佐伯宿禰伊太知は、平城の宮に宇御めたまひし天皇のみ世の人なり。時に京中の人、筑前に下り、病を得て忽に死にて閻羅王の闕に至る。(略)諸史(書記)に問ひて言はく「若し此の人世に在りし時に、何の功德善を作せる」とのたまふ。諸史答へて言はく「唯法花経一部を写し奉れり」といふ。王の言はく「彼の罪を以て経巻に宛てよ」とのたまふ。巻に宛つると雖も、罪の数倍勝れること無量無数なり。亦経の六万九千三百八十四文字に宛つるに、猶罪の数倍りて、救ふところ無し。(下略)

その人の罪の数を、写した経の巻数に当てた結果、罪の多さに救ふところなしという。

○ 善悪二業を身に帯びた者の閻羅庁で責苦にあいながら、再び現世に帰ることができた。

下―二十二、下―二十三

(例) 寺の物を用ゐ、復大般若を写さ將とし、願を建てて、現に善悪の報を得る縁 下巻―第二十三

大伴連忍勝は、信濃の国小縣の郡嬢の里の人なり。(略)僧、告げて言はく「汝、実に願を発し、家を出でて道を修す。是の善有りと雖も、多に住める堂の物を用いしが故に、汝の身を推く。今還りて願を畢へ、復堂の物を償へ」といふ。纒放たれて、還り来り、三つの大きな衝を過ぎ、坂よりして下り、即ち見れば、甦返りぬ。

○ 閻羅庁から迎えに来た鬼に食を施し、連行を免れる。

中―二十四、中―二十五

(例) 閻羅王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報ずる縁 中巻―第二十五

讃岐の国山田の郡に、布敷臣衣女有り。聖武天皇のみ代に、衣女忽に病を得たり。時に偉しく百味を備けて、門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗す。閻羅王の使の鬼、来りて衣女を召す。其の鬼、走り疲れにて、祭の食を見て、颯りて就きて、受く。鬼、衣女に語りて言はく「我、汝の饗を受くるが故に、汝の恩を報ぜむ。若し同じ姓同じ名の人有りや」といふ。衣女、答へて言はく「同じ国の鵜垂の郡に同じ姓の衣女有り」といふ。鬼、衣女を率て、鵜垂の郡の衣女の家に行きて対面し、即ち緋の囊より一尺の鑿を出して、額に打ち

立て、即ち召し將て去る。彼の山田の郡の衣女は、懲れて家に帰りぬ。(下略)

病を得た衣女のために、疫神に賄賂をする祭祀をおこなったところ、閻羅王庁の使の鬼が祭の食を受けたために、鬼は恩義を感じて、同姓同名の女子を召して閻羅王に差し出したが、閻羅王は即座にそれを見破つて、結局山田郡の衣女を再度召すように命じた。

(三) 庚申信仰

庚申に当たる日、夜を守つて眠らないという庚申信仰は、中国では、柳子厚に「罵戸虫」という文あり、許渾が贈三山人一詩に、「年長毎勞推甲子、夜寒共守庚申」の句があり、唐代にはすでに盛んに行われていたことがわかり、我が国にもこの期にもたらされているといわれている。庚申信仰はもちろん、道教に基づくもので、老子守庚申求長生經に、老子三戸経や太上科律を引いていうところの大意は、次のとおりである。

それ人生は皆形を父母に寄せ、穀の精を抱く、これをもって人の腹中にはことごとく三戸があつて、人の大害をなす、常に庚申の夜、上つて天帝に告げ、人の罪過を記し、人の生籍を絶つのである。ところで三戸の中の上戸彭緹は、頭にいて顔面や頭部の病を起こさせ、中戸彭質は、腹中にいて人の五臓を打ち、また人をして悪事を好ましめ、下戸彭矯は、足中にいて五情を擾さしめる。次にまた九虫というものがあつて、これも害毒をなすので、生不死を求めめるものは、この三戸九

虫を滅さなければならぬ。さてその方法としては、庚申に至るごとに睡らずに晝に及べば、その尸が上つて天帝に告げる事ができぬ。これからこの夜において三度虫名を誦し、彭侯子彭常子命兒子悉入窈冥之中去離我身という略頌を唱え、左手で胸を三度捫ると、三尸が去つて万福が来ると、耳目聰明、怡悦無欲、畏れる所がなくなり、寿は百二十を得るといふ。

我が国においても、文献史料上では、菅原道真の詩文集『菅家文章』（昌泰三（八九〇）年成立）に、讃岐国守に在任中に「同諸小兒旅館庚申夜賦『静室寒燈明』」と題した詩を載せている。

旅人毎夜守三尸 旅人は夜毎に三尸を守る

況对寒燈不臥時 況むや寒燈に对ひて臥せざる時には

強勸微心雖未死 強ひて微心を勸へて死なずといへども

頻取落涙自為悲 頻に落涙を収めて自らを悲しびをなす（下略）

また、延喜二（九〇二）年七月一七日の庚申の日に当たつては、後院に酒肴を調べ、賭物などを献じ、翌三年二月一日の庚申には、王卿を召して酒を給い、糸竹を奏せしめている。

三 墨書土器にみる古代人の死と祈り

(一) 罪司

我が国における冥道信仰の受容の姿を最も端的にものがたる語は、

「罪」である。すなわち、冥府においては、娑婆にいる人々の善業悪業をすべて記録し、その戸籍に記載した年齢に達した者を冥府に召喚する。その人々の罪を裁くところが罪司である。いわゆる「罪司による死の裁き」である。

久能高野遺跡の一三号住居跡出土の墨書土器「罪司進上代」と「桑田寺」が注目される。おそらく、坏型の土器に御馳走を盛って、自らの罪を免れるために罪司に供献したのであろう。庄作遺跡の墨書土器「 継罪 」も同様の内容と推測される。

この罪司と相伴している「桑田寺」が重要な意味を有しているのではない。庄作遺跡では、「丈部真次召代国神奉」「国玉神奉」など数多くの神へ供献を示す墨書土器が出土し、さらに六八号住居跡からは「夫女奉」と「佛酒」が相伴している。なお「佛酒」と体部外面に倒位で墨書された土師器坏には底部外面にも「井」と墨書されている（図14）。この「井」については、すでに筆者が指摘しているように、道教の悪霊を払い、願意成就のための符号「𠄎」（九字と称される）の略号とした。⁽¹¹⁾

「国玉神」あり「佛酒」あり、さらに道教の魔除け符号ありという、この形態こそがさきに掲げた中国における冥道世界そのものであろう。つまり、中国の冥道世界は、死後の世界に関する中国人の古来の俗説の刺戟によって触発され、仏教とも道教とも一般信仰ともつかぬ混合した相で現れたものという。

(二) 人面墨書土器

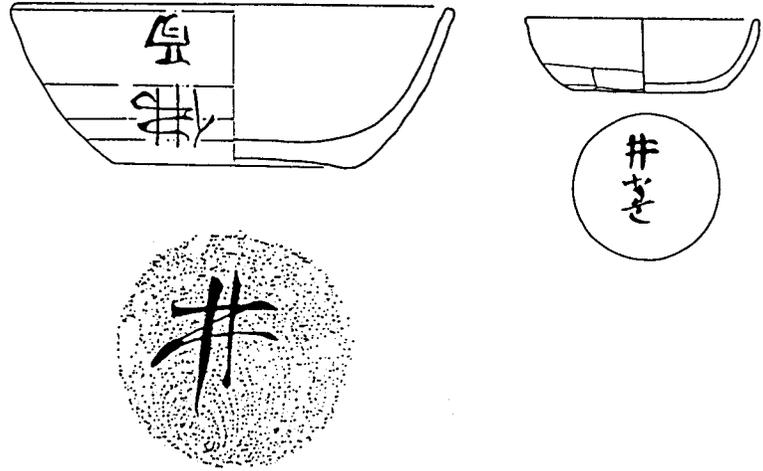


図14 「佛酒」と「井」(千葉・庄作遺跡)
「井」と「小田万呂」
(千葉・作畑遺跡)

人面墨書土器については、畿内や地方官衙を中心とする従来の出土傾向にもとづく、諸氏の解釈は次のように要約することができるであろう。⁽¹²⁾

1 人面墨書土器は疫病神に対する祓いの祭祀である。ただ笹生衛氏⁽¹³⁾によれば、坏形人面土器は疫神を饗応の対象とする在地の疫神観にもと

づく対疫病祭祀と推定されるという。

2 人面は疫病神を描出したものとする考え方が一般的である。水野正好氏は伎楽面との共通性を重視し胡人の顔を描いたり、蝦夷を描き、外来神(漢神)をまつる祭儀と位置づけている。

3 当初、宮廷内における国家祭祀から、しだいに九世紀以降変質をとげ、諸国に伝播する中で人面は甕形土器から坏・皿形土器に描出されるようになる。

しかし近年東国各地で数多く確認される人面土器について、まったく同様に説明できるかどうか疑問である。ましてや当初の宮廷内の国家祭祀からしだいに九世紀以降変質をとげて地方に伝播したという理解は成り立ちがたい。

庄作遺跡の人面墨書土器⁽¹⁴⁾は八世紀代のものも確認されており、在地においても比較的早い時期からおそらく招福や息災延命などの祭祀が人面墨書土器を用いて実施されていたと理解できる。またこの資料から人面墨書土器のいわゆる「人面」は、外来神や疫病神を描出したものとはみなしがたい。むしろ、これまでの各地の例も含めて描かれた「人面」がじつにバラエティがあり一定しないこと、なかには何とも異様な「人面」もあることからすれば、「人面」の実態は描く側にさまざまな形を描きうる実像のないものではないだろうか。つまり少なくとも、庄作遺跡でみた「人面」は「国神」そのものを表現したとみることができるのではないか。

国神(国玉神)については、『風土記』の中でみるならば、例えば『伊

勢国風土記』逸文・度会郡の項において、次のように語られている。

風土記に曰はく、夫れ、度会の郡と号くる所以は、畝傍の檜原の宮に御宇しめしし神倭磐余彦の天皇、天日別命に詔して、国竟ぎたまひし時、度会の賀利佐の嶺に火氣発起ちき。天日別命視て、「此に小佐居るかも」と云ひて、使を遣りて見しむるに、使者、還り来て申ししく、「大国玉の神あり」とまをしき。賀利佐に到る時に、大国玉の神、使を遣りて、天日別命を迎へ奉りき。(下略)〔岩波書店日本古典文学大系『風土記』による〕

ここでは、度会郡の地名説話を述べる中で天日別命(天神)に屈伏する大国玉の神(国神)の姿が描かれている。天神については、東国で見ると、「常陸国風土記」香島郡の項に、鹿島神宮の御舟祭の縁起を記すなかで、鹿島神宮の神は天の大神(天神)と表記されている。国神については、『古事記』における天神・国神概念¹⁵⁾と異なり、ここでは高天原の神¹⁶⁾天神に対して、在地の神一般を指すものと理解したい。

庄作遺跡 土師器坏 (図15)

内面―人面墨書

外面体部―「丈部真次召代国神奉」

白幡前遺跡 土師器甕

外面胴部―人面墨書

「丈部人足召^{代カ}□□」

荒田目条里遺跡 土師器鉢形

外面体部―人面墨書

〔磐城(郡)〕

磐城郷

丈部手子万呂

召代

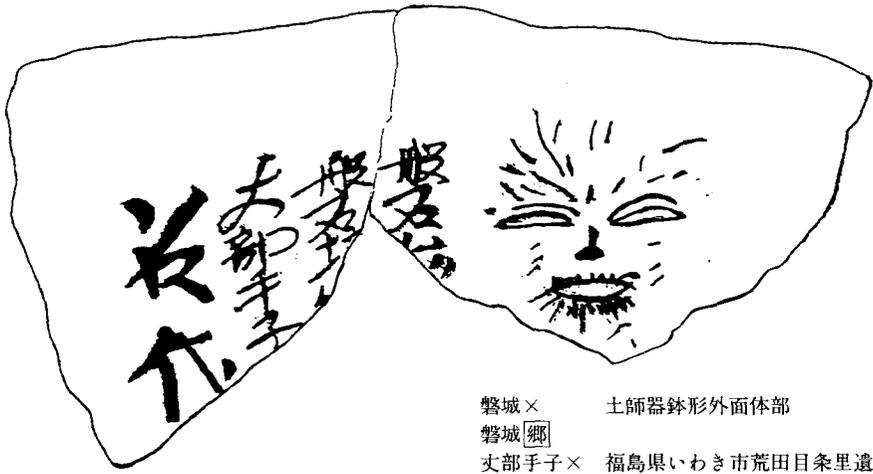
この三点は、人面墨書十人名十「召代」と記載様式の点で共通している。召代

「召代」の解釈については、まず庄作遺跡の例でみるならば、「丈部真次召代国神奉」の「召代」の召は、この場合「招」と同義と理解するならば、「招代」(おぎしろ)となるであろう。招代とは依り代(神霊のよりにつくもの)を神霊をまねく側からみでの呼称である。すなわち「丈部真次召代国神奉」は、丈部真次が人面墨書土器を招代として国神をまねき、その神に饗応することを意味しているのではないか。もう一つの可能性は、召は文字通り人を召(め)すの意すなわち冥界に召すことと解する。例えば、

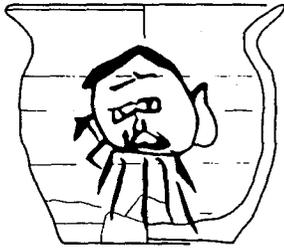
広足を喚びて言はく「闕^{かた}(閻魔王庁)、急に汝を召す」といひて、戴^ほを以て背に裳^かき立て、前に逼^せめ將^いる。(『日本霊異記』下巻―第九)

と、この場合は、丈部真次を召す代わりに自ら国神に饗応することを意味しているとも解されるであろう。この後者の解釈の傍証となるのが、長勝寺脇館跡の墨書土器であろう。三点ともほぼ同じ内容と判断できる。

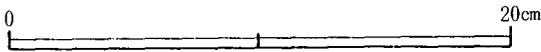
命替神奉



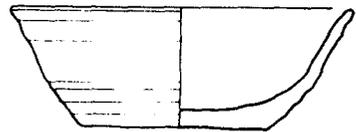
磐城× 土師器鉢形外面体部
 磐城郷 丈部手子× 福島県いわき市荒田目糸里遺跡
 『召代』



大久
 足
 召
 代



- 千葉県八千代市白幡前遺跡 ↑
 外面体部 墨書人面
 「丈部人足召代」
- 千葉県芝山町庄作遺跡 →
 内面 墨書人面
 外面体部 「丈部真次召代国神奉」



奉
 國
 神
 丈
 部
 真
 次

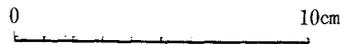


图15 人面墨書土器

ここにいう「命替」は、さきの「召代」が『冥界に命を召す』とする理解からすれば、ほぼ類似した表現とみなすことができるのではないか。以上、いずれにしても、饗応という意味では、供膳具としての坏形土器に注目しなければならぬし、さらに八千代市権現後遺跡の「丈部国依甘魚」が重要な示唆を与える資料といえよう。すなわち供膳具に盛られた「甘魚」（御馳走）は、国神のような神に対する饗応を内容としたとも理解できることになろう。

以上の人面墨書土器を中心とした一群の関連資料を検討した結果、次の三点が指摘できるであろう。

(1) これまでの一般的解釈によれば、奈良時代の人面墨書土器祭祀は、疫病が遠国あるいは疫病発生地から都城への侵入を防ぐ目的で行われた国家祭祀であり、奈良時代末以降、おそらく新しい宗教（密教）の登場とともに墨書人面土器祭祀は次第にすたれ、それとともに個人的祭祀・民間祭祀へと変質していくという。

しかし、庄作遺跡等の人面墨書土器は八世紀代のものも確認されており、在地においても比較的早い時期から、国神に対しておそらく招福や息災延命などの祭祀が人面墨書土器を用いて実施されていたと理解できる。その意味では、在地における人面墨書土器祭祀は国家祭祀が衰退して、民間祭祀へと変質した形のものであるととらえるよりは、従来からの在地における土着神に対する祭祀に人面墨書土器祭祀が比較的早い時期にとり入れられ、都での国家祭祀と重層的に存在したと理解すべきではないだろうか。

(2) 中央政府は東国支配のために、香取・鹿島両神社を整備・強化したとされている。その天神たる香取・鹿島両神社の膝下常総地区の集落において国神・土着神に対する根強い信仰があったことは重要な歴史的事実として大いに注目しなければならない。

(3) 上記(1)・(2)のように理解した場合、常総地区における人面墨書土器は古代祭祀の多様な側面を示すものと位置づけられるのであろう。いかえるならば、人面墨書土器はこれまでの畿内中心にみただけでなく、在地においては多様な祭祀形態の中で活用されたといえるのではないだろうか。

また、少なくとも東国における人面墨書土器のいわゆる「人面」は、胡人や疫病神を描出したものとはみなしがたい。むしろこれまでの各地の例も含めて、描かれた「人面」が実にバラエティがあり、一定しないこと、なかには異様な「人面」もあることからすれば、「人面」の実態は描く側にさまざまな形を描きうる実像のないものではないだろうか。つまり、少なくとも、本遺跡でみた「人面」は、『国神』そのものを表現したとみることができるのではないか。

(三) カマド神

庄作遺跡出土の土師器坏・外面底部「甕神」は、文字どおりかまどを守る神である。この「甕神」に関連すると思われる資料は、庄作遺跡の北に位置する佐原市馬場遺跡出土のものである。

馬場遺跡では、〇〇四号住居跡のカマド内燃烧部底面より浮いた状態

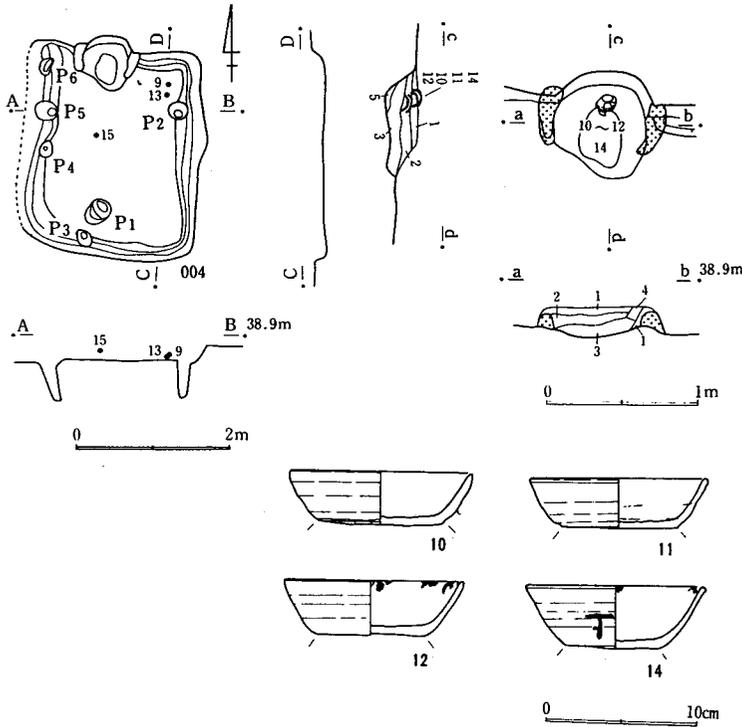


図16 カマド内出土土器
千葉県馬場遺跡 004号住居跡

で坏が四点重ねられて出土した。この四点の坏はすべて倒位に置かれ、その一番上に置かれた坏に「上」の墨書が施されている(図16)。この「上」は体部外面に倒位で記されており、坏を倒位に置くことによりはじめて文字の意味が明瞭になるのである。この例は、住居あるいはカマドの廃絶に伴う墨書土器を出土状況という考古学的な側面からアプローチすることにより始めてその意味が解釈できるのである。⁽¹⁶⁾

また、最近、阿久津久氏は、東日本の一般集落跡における八世紀後半から九世紀にかけてみられるカマドと墨書土器の相関関係について、具体例をあげている。⁽¹⁷⁾

茨城県日立市諏訪町諏訪遺跡では、九世紀末頃の三号住居跡(約三×三・二メートル)は、カマドを北と東に持つものである。東カマドは、土層をみると意識的に埋め戻されており、この埋め戻された土層の直上に墨書された土師器坏が二枚置かれていた。出土した墨書土師器坏は、「満」ともう一点は判読不明のもので、住居跡確認面をわずかに掘り下げたところで確認できた。この位置は、カマドの直上に位置し、整理されたカマドに置いたとされる。そして、氏はカマド内墨書土器の特色を次のように整理した。

- イ 墨書土器は、いずれも土師器坏である。
- ロ 墨書する土器は燈明皿が使われる例がある。
- ハ 作法として墨書土器をカマド床中央部に伏せて置く。
- ニ 作法として墨書土器をカマドの上に伏せて置く。

中国の晋代に作られた『抱朴子』(三一七年完成)によれば、電神が晦日の夜、家族の功罪を天帝に報告するのを防ぐ信仰が存在していたことがわかる。

以上から考えると、先の土器の状態は、電を廃棄する際に電神を封じ込めるために坏を伏せたものと解釈できよう。

(四) 賄賂行為

司命神は冥府の戸籍を管理し、戸籍に記載した年齢に達した者を冥府に召喚する。人々は冥界に召されることから免れるために、必死でいわゆる賄賂（まいない）行為を実施したと推測される。

このような行為は『日本霊異記』によっても具体的に知ることができ、その二例を次に紹介しておきたい。

その一例は、前章に掲げた「閻羅王の使の鬼、召さるる人の饗を受けて、恩を報ずる縁」（中―二十五）である。

病を得た衣女のために、疫神に賄賂をする祭祀を行ったところ、閻羅王庁の使の鬼が祭の食を受けたために、鬼は恩義を感じて、同姓同名の女子を召して閻羅王に差し出したが、閻羅王は即座にそれを見破って、結局山田郡の衣女を再度召すように命じたという内容である。

閻羅王の使の鬼、召さるる人の賂を得て免す縁 中巻―第二十四

檜磐嶋は、諾桑の左京の六條五坊の人なり。（中略）檜嶋問ふ「何に往く人か」といふ。答へ言ひて曰はく「閻羅王の闕の、檜嶋を召しに往く使なり」といふ。檜嶋聞きて問ふ「召さるるは我なり。何の故にか召す」といふ。使の鬼答へて言はく「我等、先に汝が家に往きて問ひしに、答へて曰はく『商に往きて未だ来らず』といふが故に、津に至りて求め、当に相ひて捉へむと欲へば、四王の使有りて、誂へて言はく『免す可し。寺の交易の銭を受けて商ひ奉るが故に』といふが故に、暫免しつるのみ。汝を召すに日を累ねて、我は飢え疲れぬ。若

し食物有りや」といふ。檜嶋云はく「唯干飯有り」といひ、与へて食は令む。使の鬼云はく「汝、我が氣に病まむが故に、依り近づかば。但恐ること莫かれ」といふ。終に家に望み、食を備けて饗す。

鬼云はく「我、牛の宍の味を嗜むが故に、牛の宍を饗せよ。牛を捕る鬼は我なり」といふ。檜嶋云はく「我が家に斑なる牛二頭有り。以て進らむが故に、唯我を免せ」といふ。鬼言はく「我、今汝が物多に得て食ひつ。其の恩の幸の故に、今汝を免さば、我重き罪に入り、鉄杖を持ちて、百段打たる応し。若し汝と同じ年の人有りや」といふ。檜嶋答へて言はく「我都て知ら不」といふ。三の鬼の中に、一の鬼議りて言はく「汝は何の年ぞ」といふ。檜嶋答へて云はく「我が年は戊寅なり」といふ。鬼云はく「吾聞かくは、率川の社の許の相八卦誂にして、汝と同じく戊寅の年の人有り、汝に替ふ宜き者なり。彼の人を召し將む。（下略）」

閻羅庁から迎えに来た鬼どもに食を饗応し召されるのを免れ、その替わりに同じ年の者を召すこととした。

二話とも、命を召すための閻羅庁の使の鬼に対して、食を施すことによつて、鬼は恩を感じて、その者を免じ、同名又は同じ年の替わりの者を召すこととした。

人々は冥界の召し出しから免れるために、必死で供膳具としての坏型の土器に御馳走を盛って供える賄賂を行ったのであろう。

最も好例は、権現後遺跡の内面「人面墨書」、外面体部「村神郷丈部国依甘魚」である。すなわち、（下総国印旛郡）村神郷の丈部国依が坏型土

器に盛られた甘魚（御馳走）を神に供献したことを表記しているであろう。また、久能高野遺跡「罪司進上代」は、人の罪を裁き、その死期を決する罪司に御馳走を供献し、冥界に召されるのを防ごうとしたことを示しているのではないか。（表2）

(五) 墨書土器の記載方法と祭祀

第一章で紹介した長野県榎垣外遺跡出土の墨書土器「神司」は、文字内容の解釈は、その記載のしかたに基づいて理解しなければならぬ資料である。

「神司」は「かみのつかさ」と訓み、字義からいえば、諸の祭祀を掌る官人またはその役所のことである。例えば、大宰府の官司の一つ、「主神」は「かみのつかさ」と訓み、大宰府における祭祀の主宰者およびその役所、中央における神祇官に相当するものである。

しかし、本資料の場合は、墨書土器の墨書部位などの記載方法に注目する必要がある。

官衙における墨書土器の場合、その代表例といえる「厨」関係墨書土器⁽¹⁸⁾は、坏型土器のほとんど底部外面に記され、その他、体部外面に記されているものもあるが、その場合も正位に限定されている。このことは、「厨」墨書土器は、食器として常態の使用時を想定して、底部外面および体部外面正位に記録されたことを示している。

それと対置されるのが、祭祀等の行為に伴う墨書土器の部位である。さきに掲げたカマド祭祀に伴うとされる千葉県馬場遺跡〇〇四号住居跡

出土の墨書土器の場合、竪穴住居跡のカマド内燃烧部底面より浮いた状態で坏が四点重ねられて出土した。この四点の坏はすべて倒位に置かれ、その一番上に置かれた坏に「上」の墨書が記されている。この「上」は体部外面に倒位で記されており、坏を倒位に置くことによりはじめて文字の意味が明瞭になるのである。この土器の状態は竈を廃棄する際に竈神を封じ込めるために坏を伏せたものと解釈できる。また、千葉県庄作遺跡の例のように、一つは内面に人面墨書、外面体部に「丈部真次召代国神奉」、もう一例は体部外面に人面墨書、底部外面に「手」、内面に「国玉神奉」と墨書している。

このように祭祀等に伴う墨書土器は、いわば神への祈り、伝達という意味から土器の内面や、体部外面の場合も倒位や横位など、実に多様であつたといえる。

この「神司」という墨書土器は、体部外面に倒位で、しかも三カ所に放射状に記している点が特異といえる(図17)。部位等の記載のしかたからいえば、通常の官衙における官司の記載とみなすことができず、むしろ、祭祀等に伴う墨書土器と理解されるであろう。

一方、記載内容の点からは、次の資料が参考となる。千葉県久能高野遺跡の「罪司進上代」の「罪司」は、文字通り人の罪を裁く司のこと、冥途の裁判官である。さきの「国玉神奉」は、神への饗応を意味している。

結局、この「神司」は、上記の例に照らすならば、官衙における「神司」という正式な官司ではないといえよう。むしろ、記載部位、土器器

表2 墨書土器一覽

| 遺跡 | 器種 | 墨書部位 | 内面 | 外面 |
|---------|------|----------------------------|-----------------|---|
| 庄作遺跡 | 土師器坏 | 内面 外面体部・正位 | 人面墨書 | 丈部真次召代国神奉 [] 繼罪 [] |
| 久能高野遺跡 | 土師器坏 | 外面体部・横位 | 人面墨書 | 人面墨書 手 [] 女奉 人面墨書 罪△国玉神奉 罪司進上代 |
| 権現後遺跡 | 土師器坏 | 内面 外面体部・横位 | 人面墨書 | 村神郷丈部国依甘魚 |
| 北海道遺跡 | 土師器坏 | 内面 外面体部・横位 | 承和五年二月十日 [] | 人面墨書 丈部乙刀自女形代 人面墨書 丈部人足召代 |
| 白幡前遺跡 | 土師器甕 | 外面胴部・正位 外面体部・横位 外面底部 | | [] 命替神奉 [] 奉 丈部山城方代奉 丈尼 [] [] 刀自女召代進上 同 [] 国玉神上奉 |
| 長勝寺脇館跡 | 土師器坏 | 外面体部・横位 | | 人面墨書 磐城 [] 磐城郷 丈部手子万呂 召代 多臣永野麻呂身代 |
| 鳴神山遺跡 | 土師器鉢 | ? 〃 〃 〃 | | |
| 荒田目条里遺跡 | 土師器鉢 | 外面胴部・正位 | | |
| 伊場遺跡 | 土師器坏 | 内面 外面体部・横位 | 人面墨書 海部屎子女形× | |

註(19)

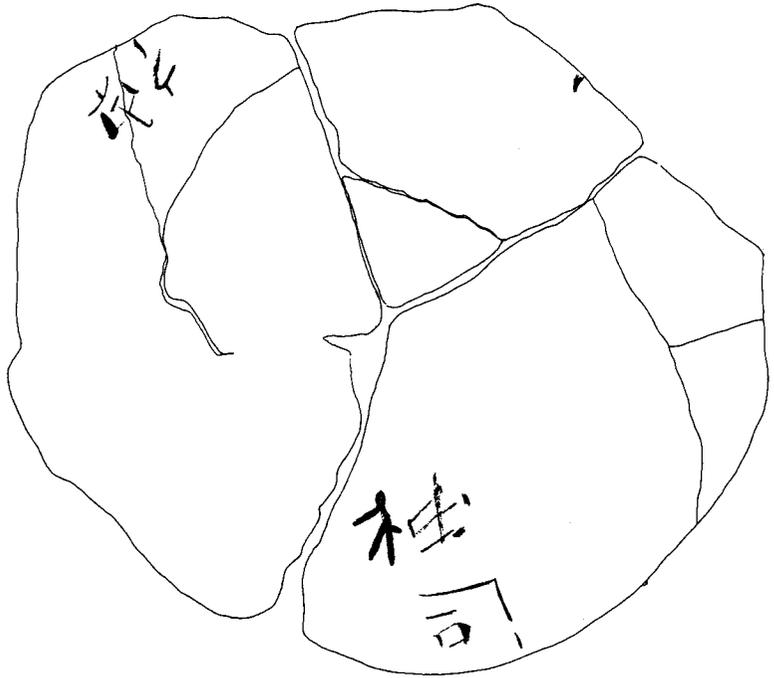


図17 墨書土器
「神司」の見取図
〔長野県榎垣外遺跡〕

坏という器種などの諸条件および「神奉」「国玉神奉」などとの関連からいえば、「神司」は人々に福徳をもたらす神をつかさどるものと解することができる。その点では、「神司」はさきの久能高野遺跡の「罪司」に類した用法といえる。本遺跡の住人が招福除災延命の願いを込めて、土器

に「神司」と墨書し、その器に御馳走を盛り、神への饗応を行ったのであろう。

(六) 多文字墨書土器の語るもの

東日本各地の遺跡から出土する多文字の墨書土器は、一体、古代人のどのような行為をものがたっているのでしょうか。

本稿のテーマである古代人の死に深く関係すると推測される多文字墨書土器に触れる前に、次の資料を参考までに記しておきたい。(図5参照)

○庄作遺跡四六号住居跡出土 土師器坏

外面体部・横位

〔×秋人歳神奉進 上総×〕

土器の口縁部に横位に連続して記されている。「……奉進」の次が約一字分空となつていることから、この文章は「上総」から始まると判断してよいと考えられる。また、断片の上部にみえる「秋人」は人名とみて間違いないであろう。

この文章の復原は、内容からだけでもある程度可能であるが、まず、現存する断片の文字数から機械的に割り付けて全体の文字数を推定する方法を試みてみた。

前述したように「進」の文字と「上」の文字の間が空いているので、「秋」から「進」までの六文字とすると、

土器片の角度約一一〇度÷六文字＝一八・三三三…度

三六〇度÷一八・三度＝一九・六七

全体の文字数は約一九文字となる計算である。「進」と「上」との間の空を一文字分とすれば、約一八文字で構成されていたと想定できる。この文は「上総」国を本貫地とする「秋人」という人物が歳神に奉進するという内容であると考えられる。すなわち「国十郡十郷十人名十歳神奉進」という構成であると想定される。よって、この文は次のように復原される。

(例) 上総国郡郷秋人歳神奉進

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

実際には、断片中の文字配置からも明らかのように、字間等も一定していないだけに、全体の文字数は一八文字前後とみて、右のような構成であることだけを確認する程度にとどめたい。

ところで、歳神(年神)は歳徳神のことであり、その年の福德をつかさどる神である。この神のいる角を恵方といい、年によって異なる。例えば、近世の『類聚名物考』(神祇二)によれば「年徳とは、神書に所謂大歳の神なり。日本の国風にて、春の初め家々に棚をかまえ、注連はり、此神を祭り、酒菓など供するなり」という。すなわち毎年正月には、歳神を家に招き入れるために、恵方に向けて棚を作り、酒肴をささげる習慣が存在するとされている。

したがって、本資料は次のように解釈することが可能であろう。上総国(武射郡某郷)某秋人が正月に福をもたらす歳神を招き入れるために、その年の恵方に土器Ⅱ坏に御馳走(八千代市権現後遺跡では「甘魚」と表現されている)を盛り、「奉進」したのではないか。

閻魔王庁には冥府の戸籍があるゆえに、神仏に対して願い事をする人

には自らの本貫地(国—郡—郷)を明らかにしておかなければならなかったのである。

古代の歳神に関するこれほどの具体的な例を知らないだけに、きわめて貴重な資料といえよう。

さて、このような多文字資料のうち、ほとんどのものは、次に整理するように、ほぼ類似した祭祀行為に伴い記されたものと判断できるであろう。

さきにあげた十二例について、「×秋人歳神……」に照らして記述内容をそれぞれ分類すると、その文章構成は、次頁の表のように整理できる。ここで、問題は、召代・形(方)代・身代・命替という表記部分である。

召代については、さきに『類聚名義抄』などによれば、「招」と同じ「まねく」という訓みもみえる。招代とした場合は、依り代が神霊のよりつくもの、これに対し、依り代を神霊をまねく側からみて呼んだのが、招代^{まね}である。しかし、これまで本稿で扱ってきた文献史料、例えば『日本霊異記』における冥界の閻羅王のもとに「召す」という表記、冥界の戸籍、墨書土器における「罪司」「神司」、歳神の例で示した「上総国○○」のような本貫地の明示など、冥界と現世は全く同じ構造からなり、律令社会を模している。したがって、律令文書行政においても、下達文書として、符式に類するものとして召文が存在するように、「召」は、下達の意味であり、下達された人物からいえば「召さるる」ことを意味する。したがって、「召代」は、祭祀主体からいえば「召さるる代り」という表現

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-----|----------|-------|--------|-------|--------|--------|-----|--------|------|
| 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 〃 | 荒呂系重遺跡 | 〃 | 〃 | 鳴神山遺跡 | 長勝寺脇館跡 | 白幡前遺跡 | 北海道遺跡 | 久能高野遺跡 | 〃 | 〃 | 庄作遺跡 |
| | 磐城郡磐城郷 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 罪司 | 罪ム | | |
| 多臣永野麻呂 | 丈部手子万呂 | | □ 刀自女 | 丈部山城 | □ | 丈部人足 | 丈部乙刀自女 | | | □ 女 | 丈部真次 |
| 身代 | 召代 | | 召代 | 方代 | 命替 | 召代 | 形代 | | | | 召代 |
| | | 国玉神 | | | 神 | | | | 国玉神 | | 国神 |
| | | 上奉 | 進上 | 奉 | 奉 | | | 進上代 | 奉 | 奉 | 奉 |

と解される。形代は、通常古代においては、禊の時に、それで身体をなでて災いを移し、水に流してやる人形のことである。しかし、形代は身がわり（身代）という意でも用いる。

命替の替については、さきにもあげた『日本霊異記』（中巻―二十四）の檜磐嶋に関する説話の中で、冥界に免されようとした磐嶋が牛二頭を閻羅王の使の鬼に「進らむが故に、唯我を免せ」といい、鬼は、磐嶋を免し「汝に替ふ宜き者なり。彼の人を召し將む」という。この説話の中だけでも、「進」「免」「替」「召」という語がそれぞれ深く関連しながら、一連の行為を表記しているのである。

そのことと、多文字の願文を表記したものが土器であることに改めて留意しなければならない。土器は大部分土師器坏であり、若干小型の土師器甕を含む程度であることから、一応供膳具ととらえてよいであろう。土器に食物を盛り供膳することを第一義的に考えるべきであり、文字はその行為の説明と理解してよい。

結局のところ、ここにあげた多文字墨書土器は多少の違いはあるが、現段階では、ほぼ同様の祭祀行為に伴うものと理解し、次のように解釈しておきたい。

人の罪を裁き、その死期を決する罪司に御馳走を土器に盛り供献し、冥界に命を召されることを免れようと願ったものであろう。ただし、国（玉）神との関連は不明で、今後の検討課題としておくことにする。

むすびにかえて

古代遺跡から出土する墨書土器は、古代社会を解明する有力な資料である。

人面墨書土器に象徴されるように、これまでの一般的理解は我が国において、当初国家祭祀として位置づけられたものが、その後、個人的祭祀・民間祭祀に変質し、地方に拡がっていったとする。この人面墨書土器祭祀をも取り入れた古代の東国社会における祭祀形態の実態は、どのようなものであっただろう。墨書土器を手がかりにして鮮やかにその姿を現してきたのは、死から、冥界から必死に免れようとする「延命」祭祀である。

中国において、すでに冥道世界は、中国古来の俗説と仏教とも道教とも一般信仰ともつかぬ混合した様を呈していた。したがって、我が国にはおそらくはそのような混合した相のものが、ほぼそのまま受け入れられ、さらに我が国の古来の信仰とも交わり、複雑な形態をなしたと考えられる。その信仰の展開過程は、墨書土器でみるかぎり、八世紀段階には東国社会に浸透しており、中央と在地社会への受容にそれほど時期差はないのではないか。若干の時期差を認めるとしても、以上のような受容状況からして、通説的理解のように国家祭祀から民間祭祀への変質過程を想定することはできないであろう。

一方、祭祀内容にしても、これまで招福、除災という側面が強調されてきたが、現世利益におけるもう一面として「延命」もまた古代人の強い願望であったことを数多くの墨書土器から鮮明に知ることができよう。カマド神、庚申信仰を含めた冥界信仰のなかに、我々は古代人の死および死後の世界に対する恐れの実態をうかがい知ることができると考えられる。しかも、その祭祀は、従来の文献史料をさらに古くさかのぼり、

ほぼ八世紀段階まで現状で確認することができる。

本稿は古代人の死の観念に關して上記のような考察にとどめたが、今後の重要な研究課題として、次の点を指摘しておきたい。

複雑に混合した信仰とはいえ、外来の新しい信仰形態は在地社会には異様に映り、その現世利益の立場からは、人々のきわめて強い関心を集めたものと推察される。その新しい信仰形態は、自然な形で村々に浸透したのでなく、おそらく、在地における特定の受容主体、いいかえればそれらを司祭することが在地社会における支配イデオロギーにつながるものではなかったか。その点を明らかにする手がかりとして、一例をあげておこう。上記の東国各地の墨書土器に記された祭祀の主体と考えられる人物は「丈部」というウジ名が圧倒的多数を占めている。²⁰このことと、これらの墨書土器の出土地域においては、いずれも丈部(直)が郡領氏族または有力氏族である点とは無関係ではあるまい。この点については、さらに資料の増加をまつて、改めて考察を加えてみたい。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

註

- (1) 山武考古学研究所「小原子遺跡群」一九九〇年。
- (2) 萱田地区遺跡群の各遺跡の報告書は、次のとおりである。
- (助) 千葉県文化財センター「八千代市白幡前遺跡」一九九一年。
 - (助) 千葉県文化財センター「八千代市井戸向遺跡」一九八七年。
 - (助) 千葉県文化財センター「八千代市北海道遺跡」一九八五年。
 - (助) 千葉県文化財センター「八千代市権現後遺跡」一九八四年。
- なお、これらの遺跡について、総合的な整理が、最近、天野努氏によって行われており本稿でも参照させていただいた「古代東国村落と集落遺跡―下総国印旛

- 群村神郷の様相―(勸千葉県文化財センター『研究紀要』一六、一九九五年)。
- (3) 勸印旛郡市文化財センター『久能遺跡群』一九八八年。
- (4) 勸千葉県文化財センター『鳴神山遺跡』一九九四年。
- (5) 勸印旛郡市文化財センター『長勝寺脇館跡』一九九〇年。
- (6) 長野県岡谷市教育委員会『平成3年度榎垣外遺跡ほか発掘調査報告書』一九九三年。
- 墨書土器については、拙稿「榎垣外遺跡榎戸地籍出土の墨書土器」(岡谷市教育委員会『平成5年度榎垣外遺跡ほか発掘調査報告書』一九九四年、所収)。
- (7) ジャパン通信社『月刊文化財発掘出土情報』一九九三年十月号、巻頭グラビアおよび解説。なお、人面墨書土器の見取図と墨書土器「多臣永野麻呂身代」は未発表資料であるが、いわき市教育委員会の許可を得て、引用させていただいた。記して謝意を表したい。
- (8) 長部和雄「唐代密教における閻羅王と太山府君」(神戸女子大学東西文化研究所『唐宋密教史論考』一九八二年)。
- (9) 庚申信仰については、主として、鳥野幸次「庚申について」(民衆宗教史叢書第十七巻、小花波平六編『庚申信仰』雄山閣出版、一九八八年)を参照した。
- (10) 拙稿「墨書土器とその字形―古代村落における文字の実相―」(国立歴史民俗博物館研究報告 第三五集、一九九一年)。
- (11) 高島英之氏は、拙稿で指摘した点について、さらに詳細に説明を加えている。「古代東国の村落と文字」関和彦編『古代東国の民衆と社会』所収、名著出版、一九九四年)。
- 四世紀、中国・東晋時代の葛洪(二八四〜三六三)が著した道教の理論書『抱朴子』巻一七「登涉篇」にみえる、山に入る際の呪文「臨兵闘者皆陳列前行」(敵の刃物にひるまずに戦う勇士が前列に陣どっているという意)からとられたものと言われ、基本的には縦四本、横五本の格子状で表される。九は陽の満数であり、陰である邪気を伏せるとする発想によるものであり、「卍」記号自体、悪霊を払い、願意が確実に果たされるとの効力を有するものといわれる。
- (12) 田中勝弘「墨書人面土器について」(『考古学雑誌』第五八巻第四号、一九七三年三月)、水野正好「まじないの考古学・事始」(『どるめん』一八号、一九七八年八月)および同氏「招福・除災―その考古学―」(国立歴史民俗博物館研究報告 第七集、一九八五年)など。

- (13) 笹生 衛「奈良・平安時代における疫神観の諸相―坏(椀)・血形人面墨書土器とその祭祀―」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』所収、一九八六年)。
- (14) この点については、すでに拙稿「庄作遺跡出土の墨書土器」(山武考古学研究所『小原子遺跡群』所収、一九九〇年)において論じているが、若干視点をかえて以下論究してみたい。
- (15) 川副武胤「天神・国神考」(『古代史論叢』上巻、一九七八年)など。
- (16) 勸千葉県文化財センター『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書IV―佐原地区(一)―』一九八八年。
- (17) 阿久津久「カマドにみる祭祀の一形態」(日立市史編纂委員会『日立史苑』七号、一九九四年)。
- (18) 拙稿「厨」墨書土器論」(『山梨県史研究』創刊号、一九九三年三月)。
- (19) 類似した記載様式をもつものとして、千葉県佐原市吉原三王遺跡の墨書土器がある(勸千葉県文化財センター『佐原市吉原三王遺跡―東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)―』一九九〇年)。
- この場合は、遺構全体や他の墨書土器との関連などから、にわかには本稿の資料と同一な性格かどうかは決めがたいが、今後検討する余地はあると考えられる。

| 遺跡 | 器種 | 墨書部位 | 内面 | 外面 |
|--------|----|---------|----|------------------|
| 吉原三王遺跡 | 〃 | 外面体部・横位 | | □香取郡大柰郷中臣人成女之替承□ |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 道女替進上 |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 替進上 |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 之替進 |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 費 |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 成 |
| 〃 | 〃 | 〃 | | 費進 |

Charcoal-marked Pottery and Concepts of Death in Ancient Japan

HIRAKAWA Minami

In a previous research report, the author noted that the symbols on the inside of charcoal-marked pottery excavated from Ancient Period sites in Japan were associated with certain funeral ceremonies. Future research must investigate the nature of such ceremonies and their underlying belief systems.

This report focuses on the Inba and Katori Regions of Chiba Prefecture, where a great deal of data on charcoal-marked pottery has recently become available. The purpose is to clarify the nature of the funeral ceremonies and beliefs associated with this pottery. To begin, the extant literature on charcoal-marked pottery in eastern Honshu, including the form of the symbols themselves, archeological context and associated structures, was compiled and analyzed. The symbols can possibly be interpreted as the people of Ancient Japan, in fear of death, praying for extended life. This fear of the afterlife most likely has roots in Ancient China, and was transmitted to Japan. The Ancient Chinese concepts regarding the afterlife are based on a combination of Buddhist, Taoist and local Chinese traditions. These concepts were then transmitted to Japan. The "Nihonryoiki", contains many concrete explanations of these beliefs.

The people of Ancient Period Japan feared that imminent death would result from their sins, and offered propitiations to avoid or postpone this fate. These propitiations are represented by the symbols on charcoal-marked pottery that has excavated from many village sites in eastern Japan.